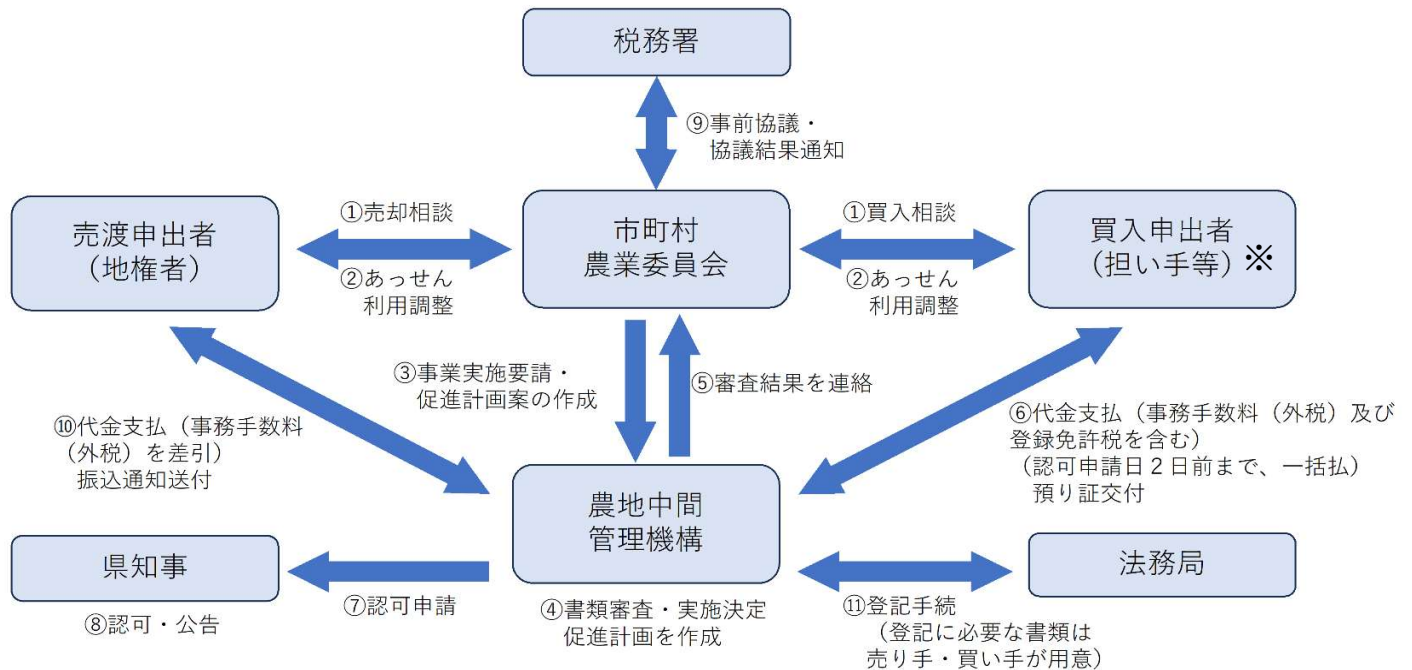


【参考】 農地売買等事業の事務処理フロー図



※買入申出者（担い手等）：認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達農業者等

- ①②売渡申出者・買入申出者は市町村及び農業委員会に相談を行い、事業実施に必要な書類を作成し、市町村に提出
（売買価格等の諸条件は当事者間で合意を行う）
- ③市町村又は農業委員会は事業要件を確認し、適合している場合、機構に事業実施要請を行う
要請時に農用地利用集積等促進計画案を提出し、必要書類を機構に送付
- ④機構は提出された書類を確認し、要件に合致していることを確認し、実施を決定
- ⑤機構は審査結果について、市町村を通じて、買入申出者・売渡申出者に通知
- ⑥買入申出者は機構が県に認可申請を行う日の2営業日前までに、売買代金等を振り込む
- ⑦機構は、買入申出者からの振込を確認し、県に促進計画の認可申請を行う
- ⑧県は、提出された促進計画について、認可・公告を行う
- ⑨市町村は、県の認可・公告後、税務署に譲渡所得の特別控除に係る事前協議を行う
認められなかった場合、市町村は売渡申出者に事業実施の取下げの意思確認を行う
- ⑩機構は、売渡申出者に売買代金の支払を行う
- ⑪機構は法務局で登記の手続を行う